

登録電気工事業者の更新登録申請手続について

登録電気工事業者として登録した場合の登録有効期間は5年間です。

その期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新の登録を受ける必要があります。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な書類

(1) 様式第13号 登録電気工事業者更新登録申請書

申請書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

(2) 個人～様式第2号 誓約書 法人～様式第3号 誓約書

(3) 様式第4号 誓約書（主任電気工事士に係るもの）

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。

法人の場合はいかなる場合も必要。

(4) 様式第5号 主任電気工事士の雇用証明書

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。

法人の代表者自身が主任電気工事士として営業所で業務を行う場合も不要。

(5) 様式第12号 備付器具調書

(6) 登録電気工事業者登録証

2 手数料 12,000円

3 手数料納付方法（令和8年10月以降）

・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。

・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。

（注1）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

（注2）令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間

随時

5 提出先 （書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL: (083) 933-3155
--